

令和3年2月1日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

住居確保給付金の再支給に係る手続きについて

平素より、厚生労働行政にご協力いただきありがとうございます。

今般、生活困窮者自立支援法施行規則を改正し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給を可能としたところで、再支給申請の手続きに係る提出書類等について、下記のとおりお知らせしますので、地域の実情および受給者の状況に応じた手続きの簡素化、迅速化を図っていただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せて行っていただきますようお願いいたします。

記

1 申請書（省令様式1-1）、確認書（様式1-1A）、本人確認書類について

これらの省令に基づく手続き等については、引き続き必須とします。ただし、様式1-1Aの裏面に記載の添付書類（本人確認書類を除く）、追加提出書類については、本事務連絡2の通り、福祉事務所設置自治体（以下、「自治体」という）の判断において、省略しても差し支えありません。

また、対面等での申請手続きにおいて、明らかに本人からの申請であることが明確に判断できる場合に限り、本人確認書類についても省略して差し支えありません。

なお、申請内容に疑義が生じた、前回の受給から長期間経過しているなどの理由により、事実関係の確認のために追加で資料を求めることがある旨、住居確保給付金の申請者には確実に周知をお願いします。

2 添付書類について

- ① 申請にあたり、前回受給した自治体、世帯人員、住居についていずれも変更がない場合は、以下の添付書類を省略することが可能です。

- ・賃貸借契約書の写し（※１）

（※１）定期建物賃貸借契約の場合は、決定期間が契約期間の範囲内であることが前回の申請時の添付書類で確認できる場合のみ省略可能

- ・不動産媒介業者等の記載する様式２－２（入居住宅に関する状況通知書の内容）に変更がなく、再支給に同意していると確認できる場合（※２）は、様式２－２（入居住宅に関する状況通知書）

（※２）確認は、申請者により行うこととして下さい。

② ①に加えて、離職や休業状態が前回受給時から継続している等、省令に規定する対象者の状態像に変更がない場合は、以下の添付書類を省略することが可能です。

- ・（離職等の方）離職、廃業を確認できる書類または参考様式５
- ・（就業機会が減少している方）休業等を確認できる書類または参考様式５－２

なお、住居を喪失した、前回の受給時の住居から転居をした場合には、新たに賃貸借契約書の写し、様式２－１または２－２が必要です。このほか、生計維持者が変わる等、申請者を変更する場合はいずれの書類も省略せず、新規申請として受け付けをして下さい。

３ 収入・資産についての書類

申請月に係る世帯の状況について確認する必要があるため、引き続き必須とします。

４ その他

再支給に係る決定通知書（様式７－１）については、通常、申請者がその写しを家主等へ送付等することとしていますが、様式２－２を省略することにより、家主等への連絡もれが生じることのないよう、申請者には確実な送付等を依頼して下さい。

なお、自治体からの連絡は、振込通知書等で代替可能な場合もありますが、確実な連絡を行うために、決定通知書の写しを自治体から直接家主等へ送付することとしても、差し支えないことを申し添えます。

以上